

み春野自治会サークル助成制度規約

(令和5年12月3日改正)

(目的)

第1条 み春野自治会サークル助成制度は、み春野住宅地居住者の親睦、コミュニケーションを目的とするサークルに対し、み春野自治会からの活動補助を行う制度である。

(対象サークル)

第2条 本助成制度は以下の要件を満たすサークルを対象とする。

- (1) み春野自治会会員間の親睦・コミュニケーションを目的とし、その活動が公序・良俗に反しないこと。
また予め定められた活動計画があり、継続的な活動を行っていること。
- (2) 特定の政党、宗教団体に属さず、政治活動・宗教活動又はこれらに類似する行為は行わないこと。
- (3) み春野自治会員である代表者が1または複数名置かれること
- (4) み春野会員世帯が10以上含まれ、かつ過半数であること。
- (5) サークル会員の募集が常時行われ、会則に定めた入会条件を満たす者の入会を拒まないこと。
- (6) 会則を作成し、それに則った運営がなされること。
- (7) 年1回以上の総会を開催し、活動実績報告・計画、役員選出、収支実績報告・計画等の議決を行なうこと。

(申請手続き)

第3条 助成を求めるサークルは、以下の書類をみ春野自治会長へ提出する。

- (1) 別途定める助成申請書類
- (2) サークル会則
- (3) サークル会員名簿(定例会費を徴求していない場合には活動実態のある会員を明記)
- (4) 直近のサークル総会議事録及び収支報告書

(申請時期)

第4条 助成申請は、上期は6月末、下期は10月末までに第3条に定めた書類をみ春野自治会会長へ申請する。

(助成審査)

第5条 助成の適否はみ春野自治会役員会で審査の上決定する。

(活動報告)

第6条 助成を受けるサークルは、年度に1度以上通常総会または自治会たより等により活動報告を行わなければならない。

(助成額)

第7条 1回あたりの助成金はサークル会員のうち、み春野自治会員1世帯あたり500円を乗じたもの、または5万円のうち低い方とする。世帯数の計算は助成申請時に提出されたサークル会員名簿(第3条(3)に規定するもの)に基づいて行う。

(その他の助成)

第8条 サークル活動において自治会集会所及び施設を日常的に使用する必要があり、助成申請時においてサークルからの要望に対して自治会長が適当と判断した場合、集会所の鍵の貸出を行う。鍵の貸出にあたっては必要最小限とし、助成申請の都度、現物確認しその証跡を記録する。なお、貸し出された鍵の複製をすることは厳禁とする。

(重複サークルの制限)

第9条 同じ目的を持つ複数のサークルが、同時に本制度を利用することはできない。同じ目的であるかどうかの判断はみ春野自治会役員会の審査時におこなう。

(規約の改廃)

第10条 本規約は、み春野自治会役員会の決議により改廃するものとする。

(補足)

第11条 本規約に定めなき事項については、助成対象サークルと協議のうえ、み春野自治会役員会で決定する。

附則 本規約は、平成17年4月1日から施行する。

附則(助成対象・活動報告の変更) この規約は、令和5年3月5日より適用する。

附則(助成に係る運用の補足) この規約は、令和5年12月3日より適用する。